

東京医科歯科大学研究者養成コース進学学生対象奨学金貸与規則

平成23年4月1日
規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学研究者養成コース（以下「研究者養成コース」という。）へ進学する者に対し、今後の学業の励みとするため、奨学金を貸与することを目的とする。

(資格)

第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、医学部医学科に在学する学生（以下「学部学生」という。）、大学院医歯学総合研究科（医学系）又は日本医科大学大学院医学研究科に在学する大学院生であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 強い研究の意欲を持ち、研究者として研究を継続し、かつ当該研究内容の50%以上医学に関する研究（以下「医学研究」という。）を行う意思を有すること。
- (2) 学業成績、人物共に優秀であること。
- (3) 医学研究者早期育成コース進学学生対象の給付規則（平成21年規則第12号）に基づく奨学金の給付を受ける者ではないこと。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学金の額は月額10万円とする。

(期間・貸与方法)

第4条 奨学金の貸与期間は、学部及び大学院に在学中の5年を限度とする。ただし、特別な事情がある場合は、1年に限り延長することができる。

- 2 前項の貸与期間は、学部学生から引き続き大学院へ進学せず、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修を受ける場合は、同規定中「5年」を「7年」に読み替え、臨床研修期間中は奨学金の貸与を停止するものとする。
- 3 第1項の貸与期間は、医学研究者早期育成コース（MD-PhDコース）を終えて医学科へ復学した場合は、在学中の2年を限度とする。
- 4 奨学金は原則として、毎月末日までに奨学生より指定された銀行口座への振込により交付する。ただし、初回の奨学金の交付は、4月分から初回交付月分をまとめて振り込むものとする。

(申請)

第5条 貸与を受けようとする者は、研究者養成コースへ進学する前の年度の3月末日までに奨学生願書（別紙様式1）に研究者養成コース合格通知書の写しを添えて、学長に申請するものとする。

(選考・決定)

第6条 申請があったときは、医学部長が審査し、学長が決定の上、奨学生採用決定通知書（別紙様式2）により通知する。

（誓約書）

第7条 奨学生として決定された者は、誓約書（別紙様式3）及び奨学金銀行振込依頼書（別紙様式4）を学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室（以下「学生支援事務室」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書は、奨学生の父母、兄姉又はこれに代わる独立の生計を営む者を連帯保証人とし、連署しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに他の連帯保証人を立てなければならない。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けたとき
 - (3) その他連帯保証人として適当でなくなったと認められるとき

（身分等変更の届出）

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届（別紙様式5の1または5の2）により直ちに学生支援事務室に届け出なければならない。ただし、本人の病気・死亡などの場合は、連帯保証人が代わって届け出なければならない。

- (1) 休学、退学及び復学
- (2) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要事項の変更

（貸与の停止）

第9条 前条により休学の届出があった場合、その期間については、奨学金の貸与を停止する。

- 2 前項により奨学金の貸与を停止されている者が復学した場合、前条の届出により奨学金の貸与を再開するものとする。
- 3 所定単位を修得せず、進級することができなかった場合、現学年に留まっている期間は、貸与を停止する。
- 4 日本学術振興会の特別研究員に採用された場合、奨学金の貸与を停止する。

（義務・報告等）

第10条 奨学生は、貸与期間中、定期開催の研究会議等に参加しなければならない。

- 2 研究者養成コースを修了した者は、修了後、貸与期間と同等の期間中、毎年度、当該期間の属する年度末までに学長に研究報告書（別紙様式6）を提出しなければならない。
- 3 研究者養成コースを修了した者が、医学研究者として専任又は専従する職務に就いた場合で、従事先を変更した場合は、遅滞なく従事先変更届（別紙様式6の2）を学生支援事務室へ提出しなければならない。

（失格）

第11条 学長が次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合、奨学生が退学をし

た場合、又は奨学金を辞退した場合には奨学生はその資格を失い、奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 懲戒処分を受けた場合
- (2) 申請書又は提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由がなく第8条に定める届出を怠った場合
- (4) その他奨学生として学長が不相当と認めた場合

2 前項に該当する場合、学長は、奨学生に対して資格を失った旨の通知（別紙様式6の3）を行うものとする。

（返還及び返還方法）

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された奨学金を返還しなければならないものとし、その金額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条の規定により資格を失った場合 貸与を受けた奨学金の全額
- (2) 研究者養成コース修了後、直ちに医学研究者として専任又は専従する職務に就かなかった場合 貸与を受けた奨学金の全額
- (3) 正当な理由がなく第10条第1号又は第2号に定める事項を行わなかった場合 貸与を受けた奨学金の全額
- (4) 第10条第2項に基づき年度毎に提出された報告書を審査した結果、医学研究に従事していないとみなされた場合 貸与期間から、医学研究に従事したとみなされた期間を減じた期間の奨学金相当額の全額

2 前項の規定による返還の時期及び方法については、別に定める。

3 返還する奨学金については、すべて無利息とする。

（返還免除）

第13条 奨学金貸与終了後、直ちに貸与期間と同等以上の期間、医学研究者として専任又は専従する職務に就いた場合は、貸与した奨学金の全額を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出により既に貸与された奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生が死亡した場合
- (2) その他特別な事由のある場合

3 前2項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、奨学金返還免除申請書（別紙様式7の1または7の2）を学長に提出しなければならない。

4 学長は、前項の申請書を受理したときは、返還免除の可否を決定し、当該審査の結果を奨学金返還免除審査結果通知書（別紙様式8）により、免除申請者に通知するものとする。

5 免除申請者が、前項の返還免除を不可（一部の期間を不可とされた場合を含む。）とされた場合は、前条第1項第4号を適用して返還手続きを行うものとする。

（返還猶予）

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、該当する各号に定める期間、奨学金の返還を猶予する。

- (1) 医師法第16条の2第1項の臨床研修を受けている場合 臨床研修を行って

いる期間

- (2) 出産、育児休業、疾病等その他やむを得ない理由等により研究者として従事することができない場合 当該期間
 - (3) 大学医歯学総合研究科（医学系）又は日本医科大学大学院医学研究科以外の大学院において基礎研究を行っている場合 当該大学院に在籍する期間
 - (4) 奨学金貸与終了後、医学研究者として専任又は専従する職務に就いている期間
 - (5) その他特別な事由のある場合 学長が必要と認めた期間
- 2 前項第1号及び第2号の事由により奨学金の返還を猶予する期間は、通算して3年を超えることができない。
 - 3 第1項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、奨学金返還猶予申請書（別紙様式9号）を学長に提出しなければならない。
 - 4 学長は、前項の申請書を受理した場合は、返還猶予の可否を決定し、当該審査の結果を奨学金猶予申請審査結果通知書（別紙様式10）により、返還猶予者に通知するものとする。
 - 5 猶予申請者が、前項の返還猶予を不可とされた場合は、第12条第1項第2号を準用して返還手続きを行うものとする。

（事務）

第15条 研究者養成コース進学学生対象の奨学金貸与に関する運営事務は、学生支援事務室の所管とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日規則第94号）

この規則は、平成24年10月26日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日規則第11号）

この規則は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日規則第59号）

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式 1(第5条関係)

研究者養成コース

奨学生願書

出 願 者	ふりがな 氏名	生年 月日	年月日	年齢 歳	男女
	学部/大学院医歯学総合研究科			学科/専攻	年
	大学院入学年月	年月	入学(予定)	給付 期間	年月から 年月まで
	大学院修了予定年月	年月	修了(予定)		
	本籍	(都道府県のみ)			
現住所	〒 (Tel)				
研究計画及び修了後の方針					
奨学生に採用していただきたく、お願いいたします。					
年 月 日					
東京医科歯科大学長 殿					
本人氏名 ㊟					

奨学生採用決定通知書

研究者養成コース奨学生として採用する。

1 学年・学籍番号 学部／大学院医歯学総合研究科 学科／専攻 学年

2 氏 名

3 奨学生番号

4 貸与額 月額 万円

5 貸与期間 年 月 ～ 年 月 まで

6 貸与条件

年 月 日

東京医科歯科大学長

○ ○ ○ 印

誓 約 書

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

奨学生	氏名	印
	住所	
連帯保証人	氏名	印
	住所	

私は、東京医科歯科大学研究者養成コース進学学生対象奨学金貸与規則を遵守し、奨学生として学業・研究に打ち込むことを、連帯保証人と連署して誓約します。

連帯保証人関係 事項(連帯保証 人本人が記入し てください。)	住所	〒		
	本人と の続柄	生年月日	Tel 年 月 日生(歳)	
	職業	勤務先	〒 (名称)	

別紙様式4(第7条関係)

奨学金銀行振込(変更)依頼書

年 月 日

東京医科歯科大学
財務部長 殿

学部/大学院医歯学総合研究科 学年

奨学生番号	氏 名	現 住 所
	①	Tel

下記により銀行振込をお願いいたします。

記

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫	
支 店		
預金種目	普通・その他()	
口座番号		
名 義 人	ふりがな	
	氏 名	
給付期間	年 月 ~ 年 月	

異 動 届

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

学部/大学院医歯学総合研究科 学年

奨学生番号	氏 名
	㊟

下記のとおり異動いたしますので、お届けいたします。

記

異動種別	異動年月日又は期間	理 由
退 学	年 月 日	
休 学	年 月 日 ～ 年 月 日	
復 学	年 月 日	
氏名/住所 の変更	年 月 日	(旧) ----- (新) 変更する者 奨学生 ・ 連帯保証人 (いずれかに ○ を付すこと)
その他	年 月 日	

注) 該当する異動種別を○で囲んでください。

異 動 届

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

連帯保証人 氏名

㊟

住所

奨 学 生 所 属	氏 名
学部／大学院医歯学総合研究科 学年	

奨学生に代わり、下記のとおり異動いたしますので、お届けいたします。

記

異動種別	異動年月日又は期間	理 由
退 学	年 月 日	
休 学	年 月 日 ～ 年 月 日	
復 学	年 月 日	
氏名/住所 の変更	年 月 日	(旧) ----- (新) 変更する者 奨学生 ・ 連帯保証人 (いずれかに ○ を付すこと)
その他	年 月 日	

注) 該当する異動種別を○で囲んでください。

別紙様式6の1(第10条関係)

研 究 報 告 書

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

学部/大学院医歯学総合研究科 学年

奨学生番号	氏 名
	㊟

以下のとおり研究報告書を提出いたします。

研究課題名	
報告回数	第 回 目

※参考論文等がある場合は添付してください。

従 事 先 変 更 届

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

奨学生番号	氏 名
	㊦

下記のとおり研究の従事先を変更したので、お届けいたします。

記

1	新従事先	名 称 所 在 地 電 話 番 号 従事年月日 年 月 日
2	旧従事先	名 称 所 在 地 電 話 番 号 従 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

注) 従事先の在職証明書等の証明書類を添付してください。

別紙様式6の3(第11条関係)

奨学金貸与廃止通知

年 月 日

殿

東京医科歯科大学長

〇 〇 〇 〇 印

あなたに対する奨学金の貸与を下記のとおり廃止することとしたので、通知します。

現住所 〒 _____

連絡先 ☎ () _____ メールアドレス _____

貸与期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

返還猶予期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

別紙様式7の1(第13条第3項関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

所属 _____

奨学生番号	氏 名
	㊟

現住所 〒 _____

連絡先 ☎ () _____ メールアドレス _____

貸与期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

免除申請額 _____ 円

卒業後の状況

在職期間	就職先	左記期間を証明する書類
年 月から 年 月まで (箇月)		・在職証明書 ・その他書類
年 月から 年 月まで (箇月)		・在職証明書 ・その他書類
年 月から 年 月まで (箇月)		・在職証明書 ・その他書類

注) 就職先の在職証明書等の証明書類を添付し、書類の種類に○を付けてください。

別紙様式7の2(第13条第3項関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

連帯保証人 氏名

㊟

住所 _____

奨 学 生 所 属	氏 名
学部／大学院医歯学総合研究科 学年	

免除申請額 _____ 円

下記の理由により、奨学生に代わり奨学金返還免除申請書を提出いたします。

奨学金返還免除審査結果通知書

年 月 日

殿

東京医科歯科大学長

〇 〇 〇 〇 印

年 月 日付けで受理した奨学金の返還免除申請について、審査の結果、下記のとおり免除の可否を決定したので、通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 免除決定額 円
- 3 今後の返還額 円
- 4 返還の期日 年 月 日
- 5 理 由

別紙様式9(第14条第3項関係)

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

所属 _____

奨学生番号	氏 名
	㊦

現住所 〒 _____

連絡先 ☎ () _____ メールアドレス _____

貸与期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

返還猶予期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

返還猶予理由

注) 第14条第1項第1号又は第4号の場合は採用証明書、第1項第2号の場合は出生証明書等、第1項第3号の場合は在学証明書を添付してください。

奨学金返還猶予審査結果通知書

年 月 日

殿

東京医科歯科大学長

〇 〇 〇 〇 印

年 月 日付けで奨学金の返還猶予申請について、審査の結果、下記のとおり
猶予の可否を決定したので、通知します。

記

1 猶予金額

円

2 猶予期間

年

月 から

年

月まで

3 今後の返還額

円

4 返還の期日

年

月

日

5 理 由